

答 申 第 8 号

平成26年3月14日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 芝 池 義 一

芦屋市個人情報保護条例第14条第2項第
6号の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年1月31日付け芦福地第1076号により福祉部地域福祉課から諮問がありました「臨時福祉給付金」支給のための個人情報の目的外利用については、適当なものと認めます。

なお、適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

1 適当と認める理由

「臨時福祉給付金」支給のため、下記3の個人情報を支給事務を所管する諮問実施機関に提供することによって、加算措置の対象者のリストを事前に整備し、給付対象者からの申請時に当該リストと突合させることができる。これは効率的な申請受付体制の確保、加算措置の対象者漏れの防止につながり、加算対象者の利益の保護になることから、公益上の必要性があると認められる。

2 留意事項

- (1) 個人情報の保護に特段の配慮を行い、適正に取り扱うこと。
- (2) 臨時福祉給付金支給システムのセキュリティ管理の徹底を図ること。

3 目的外利用する個人情報

- (1) 児童扶養手当の受給者（こども課）
- (2) 特別障害者手当の受給者（障害福祉課）
- (3) 障害児福祉手当の受給者（障害福祉課）
- (4) 福祉手当（経過措置分）の受給者（障害福祉課）

4 目的外利用する個人情報の内容

- (1) 氏名（漢字・カタカナ）
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2 6 年 1 月 3 1 日	諮問書の受理
平成 2 6 年 2 月 2 7 日	諮問実施機関から意見聴取 第 1 回審議
平成 2 6 年 3 月 1 4 日	第 2 回審議